

まちだづくり応援基金設置要綱

(名称)

この基金の名称は「まちだづくり応援基金」とする。

(事務局)

第2条 この基金の事務局は、一般財団法人町田市地域活動サポートオフィス（以下「サポートオフィス」という。）内に置く。

(目的)

第3条 この基金は、サポートオフィス定款第4条（6）地域活動に関する資金調達事業に基づき、市内で活動する団体・個人への支援をすることを目的として設置する。

(基金づくり)

第4条 基金は主に以下により造成するものとする。

(1) 民間からの寄付

(基金の管理)

第5条 基金は、基金専用の普通預金で保管するものとする。

(基金の使途)

第6条

- (1) 基金は、町田市内で活動する団体・個人による公益的活動への支援に使用することとし、具体的な使途については別に定める「まちだづくり応援基金企画書」で決定する。
- (2) 毎年度の募集は、募集要項と応募書類を事務局にて作成し、業務執行理事の決裁を経て公募する。
- (3) 支援先の選考にあたっては、選考委員公募に応募した委員による選考委員会を開催し、代表理事の決裁を経て決定する。
- (4) 基金は、年度ごとに必要額を取り崩して充当するものとする。

(使途の公表)

第7条 基金の使途については、定期的に公表する。

(要綱の変更)

第8条 この要綱は、代表理事の決裁を経て変更することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、事務局からの提案を受けて代表理事が別に定

める。

附則（施行期日） この要綱は、 2024年2月21日から施行する。